

○ 国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 533 号農林水産省構造改善局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事業の内容） 第2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （1）～（15）（略） <u>（16）要綱第2の12に規定する技術高度化事業は、次のアからエまでに定めるものとする。</u> <u>ア 要綱第2の12の（1）の「破損事故等の要因調査」</u> <u>とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>（ア）実地による破損事故の要因調査（必要な仮設・仮復旧を含む。）</u> <u>（イ）劣化過程等の解明</u> <u>イ 要綱第2の12の（2）の「診断技術の適用と評価」</u> <u>とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>（ア）新しい調査手法や他の分野における調査手法を用いた機能診断</u> <u>（イ）（ア）の調査手法の有効性等に関する評価（調査に係る歩掛調査を含む。）</u> <u>ウ 要綱第2の12の（3）の「対策工法の適用と評価」</u> <u>とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>（ア）各種条件下での適用実績が少ない対策工法を用いた保全対策工事</u> <u>（イ）（ア）の対策工事の有効性等に関する評価（工事に係る歩掛調査を含む。）</u></p>	<p>（事業の内容） 第2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （1）～（15）（略） （新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(ウ) 当該対策工事のモニタリング</u> <u>エ 要綱第2の12の(4)の「リスク評価の実証調査」</u> <u>とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>(ア)機能保全計画の策定に必要となる施設のリスク評</u> <u>価</u> <u>(イ) 評価されたリスクの現地検証</u></p>	

附 則

この通知は、令和6年7月9日から施行する。